

## 地籍調査及び統計調査等の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査等について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、必要かつ十分な財政措置を講じること。
2. 国勢調査等の統計調査に係る都市自治体への委託費の算定については、地域の実情等に配慮するとともに、調査が円滑に実施できるよう、所要額を適正に措置すること。  
また、基幹統計調査業務を国直轄調査の方法へ拡大・移行するとともに、統計調査の民間委託を推進することにより、都市自治体の負担軽減を図ること。
3. 空き家や森林の土地など、所有者が不明である不動産については、所有者の特定のために膨大な時間と労力を要することから、所有権に関する登記を義務化すること。  
また、森林の土地については所有者の届出が義務付けられているが、届出が確実に履行されるよう制度の改正を図ること。  
さらに、所有者が不明である不動産については、行政が一定の手続を経ることにより、使用权の設定等の手続を進めることができるよう、必要な措置を講じること。
4. 公共事業の用地取得を円滑に進めるため、次の施策を講じること。
  - (1) 起業者である市町村長が成年後見の申立てができるようにすること。
  - (2) 申立人の負担が軽減するよう、起業者である市長村長が申立てに係る費用を負担できるようにし、成年後見登記に係る登記事項証明書の公用請求を認めること。